

癸卯。有^テ如^レ風之聲。呼^ニ於大虛^ニ曰。劔刀太子王也。亦呼^ニ之曰。鳥往來羽田^ノ之^ナ汝妹者。羽狹丹葬立往。汝妹。此云三。亦曰。狹名來田蔣津之命。羽狹丹葬立往也。俄而使者忽來曰。皇妃。薨。天皇大驚之。便命駕而歸焉。

癸卯は十九日なり。○劔刀太子王也。劔刀は太子と言はむとする枕詞なり。上古刀身を比とも云しこと既に云り。こゝも劔に身と云つゝけなり。また或説に刀の身は。鞘を隔てて體に著くるか故に。隔著くと云て。日嗣に云かけたるなり。萬葉四。絶常云者。和備染責跡。焼太刀乃。隔付經事者。幸也吾君。また二鞘之。家乎隔而。戀乍將座。などある。此意なりと云り。さてこの太子王也とある事甚不審し。此時の太子は二年の下に。正月立瑞齒別皇子^ニ爲^ニ儲君^ニとありて。反正天皇の御事なるは違なし。集解にこれを解て。蓋明年帝崩。太子即位之兆。詳注^ニ子釋訓^ニとあれと。天皇の崩坐へき兆に。太子王也とあるへきよしなし。また天書には。癸卯有^レ聲曰。太子皇妃等薨。大驚歸^ニ和州^ニとあれとも。太子の薨坐る事他に見えず。又此時太子に立玉ふへき皇子。外にまします。とにかくにおほつかなきを。強て考るに。天皇の御子に。太子に立玉ひしは。本紀には見えねと。こゝにかく太子王とかき。天書にもたしかに太子皇妃等薨とあれば。おしてなかりしとも云かたし。もしくは皇妃の生玉ひし皇子ありて。二

年に瑞齒別皇子とにも。儲君に立玉ひしか坐しにもあるへし。然るに既に薨坐しかは。其御名も傳はらぬにやありけむ。しかみる時は事なく通ゆるか如し。かにかくに。こゝに太子王と書れたるをおもへは。撰者もなほ日嗣御子をは。太子の御事と爲たるものなることば。明らけし。これは試の考なれば。こゝに記してなほ後人の考を待つものなり。さきに思ひしは。此天皇の太子にて坐しはどの事にて。此はか事などありて。其ほどの事なるを。後の后妃の御上にまかへて。語り傳へしものならむかと思へり。されど矢代宿禰の女黒媛は。太子妃にはなり玉ふへくもあらしとおもへば。なほこれいかになり。但ししか見るときは。羽田之汝妹者云々。とあるには。かなへるかこゝとなり。

○鳥往來羽田之汝妹。釋紀に鳥往來欲^レ謂^ニ羽田^ニ之發語也とあり。羽田之汝妹は。記傳に。上文に所謂葦田宿禰之女黒媛なり。羽田は高市郡波多郷なるへし。其は御母の郷なごにて。皇妃もご其郷に住給ひし故に羽田之汝妹とは云るなるへし。と云り。羅異記にも。立原忌寸名姓丸者。大和國高市郡波多里人也。とあり。 ○羽狹丹葬立往。羽狹は允恭紀歌に。幡舍能夜摩とある處なるへし。されど其地は詳ならず。大和志に。羽狹山在^ニ吉野郡北莊馬佐村上方^ニとあれと疑はし。按に羽狹は。上古墓地の稱なるへし。名義は谷間にて。山々の谷間に人を葬りしなるへし。さらば輕太子の衣通郎姫に贈り玉へる歌に。幡舍能夜摩の鳩の下泣に泣とあるも。墓地とはなけれど。御歌のさま終焉の地を指せるがこゝくに聞ゆ。また武烈紀影媛か。其夫館を葬りし處を。乃樂能婆娑摩爾。斯々武器能。彌延矩陸御墓黎。とある婆娑摩は。本より墓地なり。また大和の泊瀬を。上古墓地なりと云る説も。其地勢山の谷間なればよく叶へり。故にハサとも云りしを。後にハセと轉じ云りしか。本名波都世と云こ一ツになれりしなるへし。ハッセとハセとは。本より名稱は異なるべし。れども。自から一ツになれりしなるべし。

癸卯。有_ニ如_シ風之聲。呼_ニ於大虚_ニ。曰。劔刀太子王也。亦呼_ニ之曰。鳥往來羽田_ニ之汝妹者。羽狹丹葬立往。汝妹。此云ニ。劔通毛。亦曰。狹名來田蔣津之命。羽狹丹葬立往也。俄而使者忽來曰。皇妃薨。天皇大驚之。便命駕而歸焉。

癸卯は十九日なり。○劔刀太子王也。劔刀は太子と言はむとする枕詞なり。上古刀身を比とも云しこと既に云り。こゝも劔に身と云つゝけなり。また或説に刀の身は。鞘を隔てて體に著くるか故に。隔着くと云て。日嗣に云かけたるなり。萬葉四。絶常云者。和備染責跡。焼太刀乃。隔付經事者。幸也吾君。また二鞘之。家乎隔而。懸乍將座。などある。此意なりと云り。さてこの太子王也とある事甚不審し。此時の太子は二年の下に。正月立瑞齒別皇子ニ爲儲君とありて。反正天皇の御事なるは違なし。集解にこれを解て。蓋明年帝崩。太子即位之兆。詳注ニ于釋訓とあれと。天皇の崩坐へき兆に。太子王也とあるへきよしなし。また天書には。癸卯有聲曰。太子皇妃等薨。大驚歸和州とあれとも。太子の薨坐る事他に見えず。又此時太子に立玉ふへき皇子。外にましまさず。とにかくにおほつかなきを。強て考るに。天皇の御子に。太子に立玉ひしは。本紀には見えねど。こゝにかく太子王とかき。天書にもたしかに太子皇妃等薨とあれば。おしてなかりじとも云かたし。もしくは皇妃の生玉ひし皇子ありて。二

年に瑞齒別皇子とにも。儲君に立玉ひしか坐しにもあるへし。然るに既に薨坐しかは。其御名も傳はらぬにやありけむ。しかみる時は事なく通ゆるか如し。かにかくに。こゝに太子王と書れたるをおもへは。撰者もなほ日嗣御子をは。太子の御事と爲たるものなることは。明らけし。これは試の考なれば。こゝに記してなほ後人の考を待つものなり。さきに思ひしは。此天皇の太子にて坐しほどの事にて。此はか事などありて。其ほどの事なるを。後の后妃の御上にまかへて。語り傳へしものならむかと思へり。されど矢代宿禰の女黒媛は。太子妃にはなり玉ふへくもあらしとおもへは。なほこれいかになり。但ししか見る時は。羽田之汝妹者云々。とあるには。かなへるかこゝとなり。

○鳥往來羽田之汝妹。釋紀に鳥往來欲謂羽田之發語也とあり。羽田之汝妹は。記傳に。上文に所謂葦田宿禰之女黒媛なり。羽田は高市郡波多郷なるへし。其は御母の郷なごにて。皇妃もよご其郷に住給ひし故に羽田之汝妹とは云るなるへし。と云り。靈異記にも。笠原思寸名姓丸者。大和國高市郡波多里人也とあり。○羽狹丹葬立往。羽狹は允恭紀歌に。幡舍能夜摩とある處なるへし。されど其地は詳ならず。大和志に。羽狹山在吉野郡北莊馬佐村上方とあれと疑はし。按に羽狹は。上古墓地の稱なるへし。名義は谷間にて。山々の谷間に人を葬りしなるへし。さらば輕太子の衣通郎姫に贈り玉へる歌に。幡舍能夜摩の鳩の下泣に泣とあるも。墓地とはなけれど。御歌のさま終焉の地を指せるがこゝくに聞ゆ。また武烈紀影媛か。其夫館を葬りし處を。乃樂能婆娑摩爾。斯々武藝能。潮返矩陸御慕黎とある婆娑摩は。本より墓地なり。また大和の泊瀬を。上古墓地なりと云る説も。其地勢山の谷間なればよく叶へり。故にハサとも云りしを。後にハセと轉じ云りしか。本名波都世と云こ一ツになれりしなるへし。ハッセとハセとは。本より名稱は異なるべし。れとも。自から一になれりしなるべし。

さらばこも羽狹丹葬立往は。墓地に葬ることとして見るへし。なほよく考へし。○亦日は。亦呼之曰の義なり。或説に。亦曰以下十七字。校本云。疑細字。分行と云り。されど本のまゝにてよろし。○狹名來田之蔣津之命。未詳ならず。通證に蔣津之命蓋黒媛之別號と云り。重胤云。姓氏錄に蔭集造と云るあり。コモツメと訓へきにや。コモツと訓へきにや。もじコモツならば。ここの蔣津と等しき地名なるへし。と云り。なほ考へし。さて羽狹丹葬立往とは。此時未葬りは爲玉はさりし前なれと。かく豫め諭し玉ふは。即神の御告なればなり。

丙午。自淡路至。冬十月甲寅朔甲子。葬皇妃。既而天皇悔之不_レ治_ニ神_ヲ崇_ニ而亡_ニ皇妃_ト。更求_ニ其咎_ヲ。或者曰。車持君行_ニ於筑紫國_ニ。而悉_ニ校_ニ車持部_ト。兼取_ニ充_ニ神者_ト。必是罪矣。

丙午は二十二日なり。○甲子は十一日なり。○悔之。集解に之字熱田本に據て削れり。されど本のまゝにてもよろし。○車持君。姓氏錄に。左京皇別車持公。上毛野朝臣同祖。豊城入彦命八世孫。射狹君之後也。雄略天皇御世。供進乘輿。仍賜_ニ姓車持公_ト。又見_ニ攝津_トとあり。按に車のこと。駿河風土記に。大己貴命天羽車に乗玉ひしこと。また天書に。天孫降臨の時。玄龍車を賜ひしこと見えたり。これらは聊疑はしきよしもあるを。常陸風土記に。倭武天皇云々車所_レ經_ニ之道_ト。と云ことあり。大日本史氏族志云。據_ニ本書_ト。雄略

帝以前。已有_ニ車持君_ト。然_レ不知_ニ何族_ト。按車持朝臣執_ニ菅蓋_ト。見_ニ大嘗祭式_ト。蓋神代遺事。然則有_ニ車持君_ト。當_ニ在_ニ雄略帝以前_ト。姓氏錄恐誤。天武紀十三年。車持公賜_ニ姓曰_ニ朝臣_ト。桓武帝時。越前人外正七位上秦人部武志麻呂。請復_ニ本姓車持_ト。見_ニ續紀_ト。朱雀帝時。有_ニ左衛門番長車持當用_ト。見_ニ外記日記_ト。後世其族改賜_ニ宿禰_ト。見_ニ除目大成鈔_トとあり。○校。訓カトリ。次に檢校をカトリと訓るは。谷川氏説に。繼體紀制字訓同じ。新撰字鏡に詔をよめり。折曲也と見えたり。武部云。字鏡集に勝をカトリ。又ツハメク。又ノハスと訓り。後撰集に。山風に花の香かどふ云々。正義に勾引なりと云り。今人を勾引するをかどはかすと云へる是なり。略人といふも同じ。法曹至要鈔に。勾引人_ト略_ニ賣_ニ之_トとあり。東の詔に。かみつけの。馬かどひといふ事あり。と云り。其意なり。或説に。校は掠の誤ならむと云へるは。しから。○車持部。集解に。按類聚抄。上總國長柄郡。越中國新川郡。共有_ニ車持_ト。由_ニ此考_レ之_ト。諸國有_ニ車持部_ト。可知。只總越二國地名偶存耳とあり。さることなるへし。悉とあるを見れば。筑紫にも處々にありしなるへし。○充神者は。神部等の民の義にて。朝廷より神戸に充おかれたる民戸なり。この神部は。宗像の神戸なること次にみゆ。

天皇則喚_ニ車持君_ト。以_ニ推問_ニ之_ト。事既實焉。因以_ニ數_ニ之_ト曰。爾雖_ニ車持君_ト。縱_ニ檢_ニ天子之百姓_ト。罪一也。既分_ニ寄_ニ于神祇_ト。車持部兼_ニ奪取_ニ之_ト。罪二也。則負_ニ

惡解除善解除。而出於長渚崎令祓禊。既而詔之曰。自今以後。不得掌筑紫之車持部。乃悉收以更分之。奉於三神。

事既實。實上秘閣本に得字あり。○數之。通證に。當訓世米豆。博雅數責也。とあり。○爾雖車持君は。車持君に屬する部は。此氏の預知所なれどなり。○奪取は。すなはち右に見えたる校るにて。勾引なり。○惡解除善解除。此事既に神代紀に見えて。已に其下に注せり。延曆二十年格に。承前神事有レ犯科レ被贖罪。善惡二被重科一人。とある是なり。集解云。按古犯罪者。科二兩度被。前爲惡被。後爲善被。每レ被出贖也。と云へり。此説かなへり。○出於長渚崎。攝津志に。河邊郡長洲濱長洲村。或曰。屢中紀出於長渚崎。令レ被禊。即此。また今錦樂寺。東長洲。中長洲。西長洲。一屬邑。大物。尼崎。以上五村。とあり。拾遺集相摸。命たに長洲にあらは津國の難波のことも嬉しかるへき。記傳云。これを以見れば。犯ある者の被も。水邊に出てみそぎけり。と云れたれど。身禊は水邊ならては爲しかたきものなれば。犯の有無にかはる事にはあるへからず。○被禊。本に禊を禊に作る。今集解に據て正せり。考本には潔とあり。

六年乙巳

六年春正月癸未朔戊子。立草香幡梭皇女爲皇后。辛卯始建藏職。因定藏部。

戊子は六日。○草香幡梭皇后の事。上に既に云るか如く。天皇の御妹なるにはあらず。但し草香とあるを以。なほ御妹なる幡梭皇女をも。雄略紀に草香幡梭皇女ともあれば。同皇女ならんとおもふへけれと然らず。此皇后は幡日之若郎女の事なるか。此郎女も草香に坐しものと見て妨なし。かにかくに混れやすし。なほ下にも云。○辛卯は九日なり。○始建藏職。因定藏部。記云。天皇於是。以阿知直一始任藏官。亦給根地。古語拾遺云。當神武天皇之時。帝之與神。其際未遠。同殿共牀。以此爲常。故神物官物。亦未分明。宮内立藏。號齋藏。令齋部氏永任其職。至後磐余稚櫻朝。三韓貢獻。奕世無レ絶。齋藏之傍。更建内藏。分收官物。仍令阿知使主與百濟博士王仁。記其出納。始更定藏部。姓氏錄右京諸蕃。内藏宿禰。都賀直四世孫。東人直之後也。令内藏寮頭一人。掌金銀珠玉寶器。錦綾綵毼。諸蕃貢獻奇瑋之物。年料供進。及別勅用物事。助一人。允一人。大少屬二人。大少主輪二人。藏部四十人。なとありて。此時の藏職は。即後の内藏の始なり。これより後雄略帝の御世に至りて大藏を立つ。即令に所謂大藏省の始なり。さてまた藏部は大藏にも在り。ともに藏の事を掌る官なり。かくて通證云。

今按應神十六年。王仁來朝。二十年阿知使主。其子都加使主歸化。至于此。其間百二十年矣。然則皆是指其子孫而言。とあるなどは。通例の論なり。上にもをりく云るか如く。武内宿禰の子等。みな百四十年をも歴て。此御世に未だ残れるかあるを以て見れば。蕃種の王仁阿知使主なりとて。なとか百年以上の壽を得ぬとは押究むべき。拾遺の傳のまゝに心得て。更に差支へなき事なりかし。

二月癸丑朔。喚鯽魚磯別王之女。太姬郎姬。高鶴郎姬。納於后宮。並爲嬪。於是二嬪恒歎之曰。悲哉吾兄王。何處去耶。天皇聞其歎。而問之曰。汝何歎息也。對曰。妾兄鷲住王。爲人強力輕捷。由是獨馳越八尋屋。而遊行。既經多日。不得面言。故歎耳。天皇悅其強力。以喚之不參來。亦重使而召。猶不參來。恒居於住吉邑。自是以後。廢以不求。是讚岐國造。阿波國脚咋別。凡一族之始祖也。

鯽魚磯別王。名義未詳。通證云。据下文。讚岐國造。考景行紀及國造本紀。神櫛皇子之孫也。と云り。次に云ふ。○太姬。太本に大に作る。今類史北野本考本に據る。○嬪。職員令云。嬪四員五位以上。と

あり。然此時未だ嬪禮曲禮。天子有后。有夫人。有世婦。有嬪。有妾。有妻云々。婚嫁に。古者天子后。立六宮。三夫人。九嬪。二十七世婦。八十一御妻。などあり。なご云る名目ありしにはあらず。たゞ妃に繼げる夫人を云なり。ミメと訓るは何れにも亘りて宜し。○八尋屋。通證云。神代紀所謂八尋殿之類。謂其高大也。とあり。山城國風土記。建角身命。造八尋屋。暨八戸扉云々。と見えたり。この屋を。神名帳頭注に引るには殿ともあり。同じ事なり。萬葉十六。虎爾乘。古屋乎越而。青淵爾。蛟龍取將來。劔刀毛我。○居於住吉邑。攝津志云。住吉郡鷲住王隱居古蹟在住吉邑。俗呼富士宅。とあり。○讚岐國造は。國造本紀。讚岐國造。輕島豐明朝御代。景行帝兒神櫛王三世孫。須賣保禮命。定賜國造。とありて。景行紀神櫛皇子の下に已に委く云り。栗田寛云。神櫛王の子鯽魚磯別王。其子鷲住王の子。須賣保禮命なごにや。かくて三世なりと云れたるに就て。なほ考ふるに。已にも引て云る讚岐人松岡調説に。此須賣保禮命は。姓氏錄酒部公條に。神櫛皇子三世孫足彥大兄王と見え。又讚岐公系圖に。神櫛王三世孫に。森葉麻命と云か有は此人か。また全讚史讚岐國造世紀に。十河氏譜曰。神櫛王云々。其子曰千摩命。成務帝云々。其子曰能摩命。應神帝命以爲國造。所言須賣保禮命是也。其子森葉摩命云々。とあるに據れば。鯽魚磯別王一名千摩命。鷲住王一名能摩命。其子森葉摩命と云るか。須賣保禮命ならんか。されど定めかたし。また栗田寛云。讚州府志に。鷲住王云々。偷出官而遜於攝之住吉。皇后屢請于帝。帝微不應。又去而之阿州穴咋之邑。居焉。鄰里從之。生一男。野根氏其裔也。後又來家于鶴足郡富熊邑。恒以勇力爲事。卒葬於飯山。鄉人立廟歲時祀之。所謂飯山神社是也。と

あるは。書紀の趣をかつく當國に語り傳へしなるへし。さて生一男と云は。須賣保禮命にあたり。また此國に十河氏高木氏ありて。神櫛王の裔なりといへり。よく考ふへき事なり。と云れたり。○脚昨別。詳ならず。右に引る讚州府志のほかにも書たるものあるか。たつぬへし。脚昨も何郡ならむ。ものに見えず。

三月壬午朔丙申。天皇玉體不念。水土不調。崩于稚櫻宮。時年七十。冬十月己酉朔壬子。葬百舌鳥耳原陵。

丙申十五日なり。○不念。字典に念音豫喜也とあり。不豫と云るに同じ。○崩。記云。壬申年正月三日崩とあり。此紀にては。壬申は仁德帝六十年。又允恭帝の二十一年にあたり。月も日もあはず。○時年七十。四字北野本集解に據て大字とせり。大日本史云。本書立太子下。注。時年十五。崩下注。時年七十。舊事紀同。按天皇年十五立爲太子。則以仁德帝十七年生。崩年七十七。一書矛盾。據仁德帝七年定壬生部之文。其謬誤可知。水鏡爲太子一年十五。即位年六十七。古事記崩年六十四歲。壬申年正月三日崩。神皇正統記六十七。歷代皇紀即位六十四。崩年七十。諸說不一。不可考據とあり。○壬子。四日なり。○百舌鳥耳原陵。式百舌鳥耳原陵。履中天皇。在和泉國大鳥郡。兆域東西五町。南北五町。陵戸五

烟。和泉志に。在大山陵南上石津村。陵畔有墓。有他家。乳岡家。飲酒家等號と云り。
瑞齒別天皇。反正天皇

漢書高帝紀。曰撥亂世反正之正。公羊傳曰。撥亂反正。莫近於春秋。

瑞齒別天皇。去來穗別天皇同母弟也。去來穗別天皇二年。立爲皇太子。天皇初生于淡路宮。生而齒如一骨。容姿美麗。於是有井。曰瑞井。則汲之洗太子。時多遲花落在于井中。因爲太子名也。多遲花者今虎杖花也。故稱謂多遲比瑞齒別天皇。六年春三月。去來穗別天皇崩。

立爲皇太子。本に立爲二字を行す。今諸本に據て正す。○齒如一骨。記云。此天皇御身之長九尺二寸半。御齒長一寸。廣二分。上下等齊。既如貫珠。○曰瑞井。本に曰を日に誤れり。今正す。記安寧段に淡道之御井宮。仁德段に。且夕酌淡路島之寒泉。獻大御水也。なごあると皆一にて。上代より名高く。甚めてたき井にそありけん。さて此井は。集解に淡路人黒田仲維曰。三原郡志知川原村有小社。

名_ニ産_ニ宮。社前有_ニ楠株。徑九尺計。有_レ水深一尺許。大旱不_レ涸云。相傳太神宮產湯汲_レ之。四方注連護_レ之。按所謂瑞井即是謂_ニ太神宮產湯_ニ者俗傳也。と云り。なほよく聞まほし。○多遲。天皇御名には多遲比とあり。こゝに比字なきは。省きて書るものなるへし。訓にタチヒと訓るに従るへし。○在于井中。本に在を有とあり。集解に在に作るに據て改む。○虎杖花。和名抄草木部。虎杖伊太止里。本草疏云。虎杖一名武杖。内膳式雜菜條に。虎杖三斗とあり。鹽漬にして食ふに堪たりと云り。枕草紙に。いたごりは虎の杖と書たるごか。杖なくともありぬへき顔つきを。などあり。○故稱謂多遲比瑞齒別天皇。記傳云。こゝの傳は事のまされなり。其は三代實錄十二に。貞觀八年二月。丹遲真人貞家等上表曰云々。宣化天皇々子加美惠波皇子。生_ニ十市王。十市王生_ニ多治比古王。此王生產之夕。忽多治比花飛浮_ニ湯沐釜。以_ニ此冥感。名_ニ多治比古王云々。此時の古事なるを誤り傳たるなるへし。此天皇は河内の多治比に都敷ませれば。本より其處に住玉ひて。其地の名なることいちじるし。又彼地名は。此天皇より出たるかとも云へけれど。履中の大御歌に。すてに多遲比野とよみ玉へるをや。と云れたるはさることなり。されは此天皇御名も。還りて地名より出たること明けし。然るに信友説に。此天皇淡路宮にて生坐しける時。洗せ奉る井に。多遲比の花の落て在しによりて。多遲比瑞齒別皇子と稱へ奉り。河内に居住玉ひけるか。其地の名をも。即て多遲比と稱せ呼たるなり。其は履中天皇段に。河内に多遲比野といふか見えて。御歌にもよみ玉へるをもて知へし。さて此天皇都_ニ於河内丹比_ニ謂_ニ柴籬宮_ニとあるを思ふに。皇子にて坐しはとよみ。皇太子に立給ひても。なほ其處に住居玉ひつるに。履中天皇崩玉ひて。御世を繼せ玉ひければ。大和に都を改遣らせ。還り玉ふへきを。わづかに即位より六年の正月に崩玉ひければ。其結_ニ搦_ニばかりにて。いまた成就ととのほさりつるなるへし。と云れたるは。中々にわ

ろかる。姓氏錄右京神別。丹比宿禰。火明命三世孫。天忍男命之後也。男武額赤命七世孫。御殿宿禰。男色鳴。大鸕鷀天皇々子瑞齒別尊。誕_ニ生淡路宮_ニ之時。淡路瑞井水奉_レ灌_ニ御湯_ニ。于_レ時虎杖花飛_ニ入御湯_ニ。中_ニ色鳴宿禰稱_ニ天神壽辭_ニ。奉_レ號曰_ニ多治比瑞齒別尊_ニ。乃定_ニ多治部於諸國_ニ。爲_ニ皇子湯沐邑_ニ。即以_ニ色鳴爲_レ宰。令_レ領_ニ丹治部人戶_ニ。因號_ニ丹比連_ニ。遂爲_ニ氏姓_ニ。舊事紀に。天火明命三世孫天忍男命。大螻_ニ壬部連等祖_ニ。五世孫建筒草命。多治比連祖。などあり。記云。爲_ニ水齒別命之御名代_ニ。定_ニ螻部_ニ。

元年丙午

元年春正月丁丑朔戊寅。儲君即_ニ天皇位_ニ。秋八月甲辰朔己酉。立_ニ大宅臣祖木事之女津野媛爲_ニ皇夫人_ニ。生_ニ香火姬皇女_ニ。圓皇女。又納_ニ夫人弟弟媛_ニ。生_ニ財皇女與_ニ高部皇子_ニ。

戊寅。二日なり。○即天皇位。大日本史天皇即位下に云。水鏡帝王編年記歷代皇紀皇年代略記。並曰時年五十五。按本書天皇享年闕。故不_レ取。とあり。○己酉。六日なり。○大宅臣。本に大を太に作れり。今熱田本與國本及舊事紀に據る。記云。天押帶日子命者。大宅臣之祖也。姓氏錄山城皇別。大宅臣。小野朝臣同祖。河内大宅臣。大春日同祖。天足彥國押人命之後也。天武紀十三年十一月。大宅臣賜_レ姓曰_ニ朝臣_ニ。東大寺奴婢籍帳に。孝謙帝時。大倭添上郡大宅郷_ニ戶主大宅朝臣_ニ。可_レ是麻呂。見えたり。姓氏錄に。大宅水取朝臣と云も見

り。○木事之女云々。記には九邇之許基登臣之女都怒郎女とあり。九邇臣も。大宅臣同祖の氏なれば。一なるへし。姓氏錄大和に。布留宿禰條に。天足彦國押人命七世孫。米餅搗カキツク大使主命後也。男木事命。此人是。天皇御世とあれ。男市川臣云々。續後紀一。典藏從四位下大宅水取臣繼主等。賜朝臣姓。繼主臣八腹木事命後也。とある八腹木事命も。また同人なるへし。○皇夫人。始て出たれど。此名目も後に皇字を加へしなるへし。皇后皇妃の例なり。○香火姫皇女。記に甲斐郎女とあり。○圓皇女。記に都夫良郎女とあり。○財皇女。記に財王とあり。皇子なり。○高部皇子。記に多訶辨郎女とあり。

冬十月都於河内丹比。是謂柴籬宮。當是時。風雨順。時。五穀成熟。人民富饒。天下太平。是年也太歲丙午。

都於河内云々。この天皇は皇子にて坐々しほごより。この丹比に居住たまへるを。かく記されたるは。恐くは誤なるへし。帝王編年記に。丹比柴籬宮。河内丹比郡。今宮城上路北室地是也。とあり。河内志に。丹比郡柴籬宮古蹟。在松原庄植田村廣庭神社東北。とあり。今中河内郡(舊丹比郡)松原村大字植田と云。○太平。熱田本太を泰に作る。○太歲丙午。年代記を考るに。東晋安帝義熙三年に當る。

五年庚戌

五年春正月甲申朔丙午。天皇崩于正寢。

五年。本に六年に作るは誤なり。今熱田本與國本類史及舊事紀に據る。大日本史にも此を論ひて云はく。本書作六年正月甲申朔丙午。允恭紀首亦云。六年崩。推千支。六年正月戊申朔無丙午。類聚國史作五年正月丙午。舊事紀五年正月甲申朔丙午。按五年歲在庚戌。允恭帝元年在壬子。崩五年。則辛亥年空位。二書所書。與允恭紀位空既經年月之文。足互相證。因定爲五年。とあり。さる事なり。○丙午は二十三日なり。○崩于正寢。記云。天皇御年陸拾歲。丁丑年七月崩。大日本史云。本書享年闕。古事記水鏡神皇正統記等諸書。皆云六十。據此則以仁德帝四十年一生。然皇母磐之姬。以仁德帝三十五年崩。諸説不足信。今無所攷。と云り。按るに磐之姬命。淡路國に遊行し事。本書に見えず。三十年秋九月。皇后遊行紀國。到熊野岬。と本書にあれば。其時淡路にも至りましたりけん。さて其處にて。この天皇をは生玉へりしものと見れば。皇后は御子産の事なご坐て。生死もしられ給はぬに。天皇は京にて八田皇女に御合坐て。夜晝戯れ遊びますを聞召して。甚く恨み怒り坐したりけん。かの允恭天皇の皇后忍坂大中姬命か。大泊瀬天皇を産み坐ける夕。天皇藤原宮に幸して。弟姫に御合玉ひしを聞じめして。甚く恨み坐し。産殿を焼て死なむと爲玉ひし事に思ひ合せて。さも有けんと思測り奉られたり。さて磐之姬は。其月に難波に歸り玉ひしかと。都へは入坐さす。遂に御中解けすて。三十

五年六月と云ふに。筒城宮にて薨じ玉へれば。三十年より三十五年までの間に。この天皇を生み玉ふまじきなり。さて三十八年には。八田皇女皇后と成り玉へり。これらの年立によれば。此天皇御年七十歳になり玉ふへし。さて記の丁丑年は。允恭天皇二十六年にあたり。かにかくに考ふべきよしなし。○正寝は。公羊傳に。路寢者何正寢也。何休曰。公之正居也。とあり。或人云。正寝は大殿にて。夜御殿を申せり。天子の御寢坐所なること。年中行事歌合をはじめ。源氏桐壺及中昔の書に見えたり。此御殿には。劍璫を安奉れること。禁祕御抄に記し玉へれば。此にて崩玉ふは如何と思へど。素より御寢所なれば憚なきにや。正寝とは支那國にて。高寢路寢小寢など名け。王公らか居所なる由を借たる字なり。と云へり。

日本書紀卷第十二終

明治三十五年七月廿二日印刷
明治三十五年七月廿五日發行



發行者 飯田永夫
東京市神田區北神保町拾參番地

發行者 藤森佐五吉
東京市牛込區南町拾八番地

發行者 齋藤章達
東京市日本橋區兜町貳番地

印刷所 東京印刷株式會社
東京市日本橋區兜町貳番地

印刷所 東京印刷株式會社

發賣所

東京市神田區錦町一丁目拾番地

明治書院

發賣所

東京市日本橋區通三丁目六番地

林平次郎







